

公印承認	公印押印

起案 平成19年 4月11日
 決裁 平成19年 4月12日
 施行 平成19年 4月12日

別紙審査表のとおりであるので、
 本書のとおり 許可する。

2007.4.12-2

(案)

熱建建 第 1891-33号
 平成19年 4月 12日

様

熱海市長 齊藤 栄印

風致地区内行為について(許可)

のことについて、静岡県風致地区条例第2条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

1 行為地 の 所 在	熱海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED] の一部
2 風致地区の名称	第2号 伊豆山 風致地区 第 2 種
3 行為地面積	9,446.00 平方メートル
4 行為の種類	土地の形質の変更 木竹の伐採
5 工期	から まで 又は 許可日より 12ヶ月 程度
6 許可条件	(1) 工事着手に当たり、着手届を提出すること。 (2) 植栽計画を遵守すること。 (3) 工事完了後は、速やかに完了届を提出し、完了検査を受けること。 (4) 設計を変更しようとするとき、又は許可事項と異なる施行の必要が生じたときには、あらかじめ熱海市長に協議すること。



熱建建 第 1891-33 号

平成 19 年 4 月 12 日

様

熱海市長 齊 藤 宗



風致地区内行為について(許可)

このことについて、静岡県風致地区条例第2条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

1 行為地 の 所 在	熱海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED] の一部
2 風致地区の名称	第2号 伊豆山 風致地区 第 2 種
3 行為地面積	9,446.00 平方メートル
4 行為の種類	土地の形質の変更 木竹の伐採
5 工期	平成19年 4月12日 から 平成20年 4月12日 まで
6 許可条件	(1) 工事着手に当たり、着手届を提出すること。 (2) 植栽計画を遵守すること。 (3) 工事完了後は、速やかに完了届を提出し、完了検査を受けること。 (4) 設計を変更しようとするとき、又は許可事項と異なる施行の必要が生じたときには、あらかじめ熱海市長に協議すること。

標識の掲出

第2号 伊豆山 風致地区内許可行為標識		
許可行為の種類	土地の形質の変更 木竹の伐採	
許可番号	熱建建 第 1891-33 号	
許可年月日		
施行期間	から	まで
行為主	住所 氏名	[REDACTED]
工事現場管理者	氏名	

← 40 センチメートル →

↑
25
センチメートル
↓

着手に当たっては見やすい場所に上記許可標識を掲出してください。

届出の留意事項

1 着手届

- (1) 添付書類…工程表
- (2) 提出部数、提出先…1部、熱海市建築住宅課

2 完了届

- (1) 添付書類…完成後の配置図、植栽図
完了写真(植栽状況、道路・隣地後退距離を明確にしたもの)
- (2) 提出部数、提出先…1部、熱海市建築住宅課

3 中止届

- (1) 添付書類…案内図、現況図、現況回復計画書・計画図、現況又は現況回復写真
既許可書、既許可申請図書
- (2) 提出部数、提出先…1部、熱海市建築住宅課

4 変更許可

- (1) 添付書類…施行方法書、位置図、新旧対照図(変更のある箇所のみ)
- (2) 提出部数、提出先…2部、熱海市建築住宅課

5 承継届

- (1) 添付書類…案内図、許可書の写し
承継を証明する書類(土地登記簿謄本、売買契約書等)
- (2) 提出部数、提出先…1部、熱海市建築住宅課

風致地区内行為許可申請書等審査表

1 行為の種類

土地の形質の変更 ✓

木竹の伐採 ✓

2 敷地の面積

9,446.00 m²

3 風致地区的種別

第 2 種

4 許可基準、指導基準との適合

区分		第1種	第2種	本件	判定	備考
許可基準	高さ	8m以下	15m以下	m	--	
	建ぺい率	20%以下	40%以下	%	--	
	道路後退距離	3m以上	2m以上	m	--	
	隣地後退距離	1.5m以上	1m以上	m	--	
	地盤面の高低差	6m以下	9m以下	m	--	
審査基準	建築物の幅 0.1ha以上	50m以内	80m以内	m	—	
	建築物間の距離 0.1ha以上	高い方の 建築物の 高さ以上	高い方の 建築物の 高さの3/4 以上	m	—	
	基準距離	m	m	m	—	
	・最低地盤面からの高さ ・8m未満は8m以上					
	緑地率 0.1ha以上	50%以上	30%以上	30.47 %	O.K.	
指導基準	緑地帯の幅 0.5ha以上	以上	5m以上	5m	O.K.	
	土地の形質変更率 0.5ha以上(宅造)	60%以下	80%以下	69.53 %	O.K.	

風致地区内行為許可申請書等審査表

行為	図面等	行為	図面等	行為	図面等		備考
建築物等の新築等	案内図	宅地の造成等	案内図	有	木竹の伐採	案内図	
	配置図		現況図	有		現況図	
	植栽計画図		計画平面図	有		現況写真	
	公園写		公園写	有			
	平面図		縦横断面図	有			
	立面図		行為地面積算定図	有			
	断面図		現況写真	有			
	地盤算定図		土地使用者承諾書	一			
	敷地面積算定図		緑地面積算定図	有			
	現況写真						
	土地所有者承諾書						
	緑地面積算定図						

6 是正措置、審査結果、審査経過等

是正措置	審査経過等	10/11 審査 ・設計者FAXにて訂正依頼（別紙1）
		3/9 訂正来庁 ・設計者FAXにて訂正依頼（別紙2）
		3/14 訂正来庁 ・緑地帯5mのとり方を再度確認
		4/4 訂正来庁
		4/10 設計者電話にて訂正依頼 ・土量（盛土）の算出根拠の訂正依頼
		4/11 設計者訂正来庁
審査結果	1 支障なし	

7 他法令

土採取等規制条例

3/14(木)



a. 建庁

埋立地も含めこれまである一度の行為より宿泊者とみ

ファクシミリ文書送付票

送付日時	文書枚数	熱海市役所	
3月9日	A4 2枚 A3 枚 (送付票含まず)	〒413-8550 热海市中央町1番1号 TEL [REDACTED] FAX [REDACTED]	
相手先名・担当課(者)名		発信課(者)名	
[REDACTED] 様 [REDACTED] 様		建築住宅課 [REDACTED]	
用件	風致地区内行為許可申請について		
その他 連絡事項	別紙の通り申請書に追加をお願いいたします。		

風致地区内行為許可申請書について

(申請者: [REDACTED])

以下の図書について添付して下さい。

- 1) 許可を受けようとする行為の種類の記入
- 2) 出来上がり予想図(配置計画図)の添付
- 3) 第1号様式:面積10,000m²の根拠(図面・計算書)
- 4) 第3号様式:土量の根拠添付
- 5) 第3号様式:緑地計画図の添付
- 6) 第3号様式:植栽の内訳記入(根拠図面添付)
- 7) 現況図の添付
- 8) 敷地縦・横断面図添付

熱海市の風致地区内の許可申請書類

この申請は、風致地区内において静岡県風致地区条例第2条の規定により、許可を要する行為をする際に必要です。

(1)提出部数 2部(正)・(副)

(2)製本の仕方

1. 風致地区内行為許可申請書(第1号)

(注)摘要欄に連絡者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

2. 施工方法書

(第2号)「建築物等の設置及び色彩の変更の場合」

(第3号)「宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更場合」

(第4号)「木竹の伐採の場合」

(第7号)「屋外における土石、廃棄物又は再資源の堆積」

*施工方法書は許可を受けようとする行為に関するもののみ添付して下さい。

3. 添付図面(右表参照)

(3)その他

・風致地区内許可申請書と施行方法書の用紙は建築住宅課にあります。

また、熱海市のHPからもダウンロードできます。

・植栽計画図を作成する時は、現況の樹木の種類、位置等について正確に調査してください。

・宅造許可申請との併願可。その場合は宅造と風致あわせて3部提出になります。

・風致地区条例、風致地区条例施行規則、風致地区条例許可等審査基準、熱海市静岡県風致地区条例施行細則を必ず参照してください。

・計画の変更や工期の変更がある場合には変更許可申請が必要になります。

・審査期間は30日となっておりますので余裕をもって申請してください。

・申請書の記入については、熱海市HPの許可申請書等記入要領を参照してください。

《受付窓口》

〒413-0015

熱海市中央町1番1号

熱海市役所 建築住宅課

TEL

行為	図面の種類	図面に明示しなければならない事項
建築物等の設置及び色彩の変更の場合	案内図	原則として縮尺2,500分の1の実測図とする。 方位、施行箇所、道路鉄道等交通機関、目標となる公共建築物、河川、縮尺
	配置図	縮尺50分の1～300分の1の範囲内、方位、地名、地番、敷地境界線、敷地内工作物、敷地に接する道路の位置及び幅員、断面図の位置
	植栽計画図	縮尺50分の1～300分の1の範囲内、樹木の位置、種類、本数(配置図に併記することができる。)
	公団写し	方位、地名、地番、地目、敷地境界線
	平面図	縮尺50分の1～300分の1の範囲内、許可行為変更の場合は変更対照図
	立面図	2面以上、外観意匠着色
	断面図	縮尺50分の1～300分の1の範囲内、建築物の断面、現況地盤面設計地盤面及び平均地盤面の状況、敷地境界線、工作物、木竹等の位置及び高さ
	地盤算定図	縮尺50分の1～300分の1の範囲内、建築物が接する設計地盤面及び平均地盤面の状況
	敷地面積等算定図	縮尺50分の1～300分の1の範囲内、建築物の敷地面積及び建築面積の求積図及び求積表
宅地の造成等、土石の類の採取及び水面の埋立て	緑地面積算定図	縮尺50分の1～300分の1の範囲内、植栽によって覆われる土地の面積の求積図及び求積表
	現況写真	行為地及びその周辺、行為地の規模により名刺判以上
	案内図	原則として縮尺2,500分の1の実測図とする。 方位、施行箇所、道路鉄道等交通機関、目標となる公共建築物、河川、縮尺
	現況図	縮尺200分の1～800分の1程度、方位、行為地の境界線、等高線、断面図の位置
	公団写し	縮尺(現況図と同一縮尺とすること)方位、地名、地番、地目、敷地境界線
木竹の伐採	縦・横断図	現況及び計画(出来上がり予定)を対比できるようにすること。
	出来上がり予定図 (計画図)	縮尺(現況図と同一縮尺とすること)方位、行為地の境界線、宅地造成の場合は区画割、上下水道配管、道路幅員、植栽計画、許可行為変更の場合はその旨(対照)図示のこと。
	行為地面積等算定図	縮尺(現況図と同一縮尺とすること)行為地の面積の求積図及び求積表
	緑地面積算定図	縮尺(現況図と同一縮尺とすること)、植栽によって覆われる土地の面積の求積図及び求積表
	現況写真	行為地及びその周辺
本竹の伐採	案内図	原則として縮尺2,500分の1の実測図とする。 方位、施行箇所、道路鉄道等交通機関、目標となる公共建築物、河川、縮尺
	現況図	縮尺50分の1～300分の1程度、方位、行為地の境界線、樹種、折伐の場合は伐採する木竹の位置
	現況写真	行為地及びその周辺

H9.1.25.

丁寧、

封筒を貰たまへ申との事

ファクシミリ文書送付票

送付日時	文書枚数	熱海市役所	
10月11日	B4 枚 A4 2枚 (送付票含まず)	〒413-8550 热海市中央町1番1号	TEL [REDACTED] FAX [REDACTED]
相手先名・担当課(者)名		発信課(者)名	
[REDACTED] 様		建築住宅課 [REDACTED]	
件名	風致地区内行為許可申請の件		
連絡事項	別紙の通り申請書に追加をお願いいたします。		

風致地区内行為許可申請書(申請者: [REDACTED])について

以下の図書について添付して下さい。

- 1) 案内図に方位の記入
- 2) 配置図に行行為地(敷地境界線)の記入
- 3) 出来上がり予想図(計画図)の添付
- 4) 第1号様式:面積10,000m²の根拠(図面・計算書)
- 5) " :着手・完了予定日の記入
- 6) 第3号様式:土量の記入(根拠添付)
- 7) 第3号様式:緑地の面積の記入(面積算定図添付)
- 8) 第3号様式:緑地率の記入
- 9) 第3号様式:植栽の内訳(伐採含む)記入(根拠添付)
- 10) 現況図の添付
- 11) 縦・横断面図添付
- 12) 現況写真(写真撮影位置図)添付